

○ 県民の交通安全日等実施要領の制定について

(令和3年12月24日付け香交企第281号)

「県民の交通安全日」、「高齢者交通安全日」及び「交通マナーアップの日」における街頭活動等の取組については、「県民の交通安全日等実施要領の制定について」（平成23年3月31日付け例規香交企第46号。以下「旧例規」という。）に基づき実施してきたところであるが、この度、保存期間の満了に伴い、旧例規の内容を見直し、新たに別添の「県民の交通安全日等実施要領」を定めたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧例規は、廃止する。

別添

県民の交通安全日等実施要領

第1 目的

この要領は、香川県交通安全県民会議が定める県民の交通安全日、高齢者交通安全日及び交通マナーアップの日（以下「安全日等」という。）において、制服警察官を街頭に配置して、道路交通法令に違反した車両や歩行者（以下「車両等」という。）に対する交通指導取締り活動、高齢者や子供を主な対象とする保護誘導活動（以下「保護活動」という。）及び交通安全に関する広報啓発活動（以下「広報啓発活動」という。）を強化するとともに、関係機関・団体及び民間ボランティア（以下「関係機関等」という。）と連携し、家庭、学校、職場及び地域における自主的な交通安全意識を県民運動として盛り上げることにより、県民が交通安全の重要性を認識し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践することで、交通事故防止を図ることを目的とする。

第2 実施日

安全日等の実施日は、次のとおりとする。ただし、香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その直後の休日以外の日とする。

1 県民の交通安全日

毎月20日

2 高齢者交通安全日及び交通マナーアップの日

毎月5日

なお、原則として、安全日等の通勤通学時間帯を、車両等に対する交通指導取締り活動、保護活動及び広報啓発活動の強化時間帯（以下「交通指導等強化時間帯」という。）とする。

第3 主催

香川県交通安全県民会議及び市町交通安全対策協議会

第4 実施重点

安全日等の実施重点は、次のとおりとする。

- (1) 車両等に対する交通指導取締り活動の強化
- (2) 保護活動の推進
- (3) 広報啓発活動の強化
- (4) 関係機関等との連携及び自主的な交通安全活動の促進

第5 実施要領

1 体制の確立

交通指導等強化時間帯にあつては、本部及び署から可能な限り警察官を動員し、主要幹線道路等における車両等に対する交通指導取締り活動等を強化すること。

また、関係機関等による効果的な活動体制が確保できるように配慮すること。

2 実施内容

(1) 安全日等の周知徹底

安全日等にあつては、必要に応じ立看板等を署、交番等に掲出するほか、交通情報板や各種情報媒体を活用し、安全日等の制度や目的について周知徹底を図るものとする。

(2) 交通指導等強化時間帯における活動

ア 保護活動及び車両等に対する交通指導取締り活動

(7) 通学路及びその周辺道路において、主に通学する子供に対する保護活動及び車両等に対する交通指導取締り活動を実施する。

(8) 歩行者の通行の頻繁な交差点等において、主に高齢者に対する保護活動及び車両等に対する交通指導取締り活動を実施する。

(9) 交通事故多発交差点等において、保護活動及び車両等に対する交通指導取締り活動を実施する。

イ 街頭における広報啓発活動の強化

警察車両による広報啓発活動のほか、関係機関等が所有する広報車等の運行による広報活動により、安全日等の制度や目的について広報啓発の強化を図るものとする。

ウ 従事員に対する督励

街頭活動中の従事員に対して、警察幹部による督励を実施し、従事員の士気高揚及び関係機関等による活動の活性化を図るものとする。

(3) 交通指導等強化時間帯以外の時間帯における活動

各種業務を通じて車両等に対する交通指導取締り活動、保護活動、広報啓発活動を行うほか、各種交通安全教育、高齢者方への訪問指導、各種イベント等の交通安全活動を計画的に実施するものとする。

3 関係機関等との連携及び自主的な交通安全活動の促進

(1) 安全日等を真の県民運動とするため、関係機関等との連携を強化し、官民一体となった効果的な交通安全活動の推進に努めること。

(2) 関係機関等に対して、安全日等における地域又は職域ぐるみの交通安全活動の実施について、自主的な交通安全活動の促進を働きかけること。

4 各種事故防止

街頭活動に当たっては、装備資機材を効果的に活用するとともに、車両等に対する合図は、停止棒、警笛等を活用して明確に行い、受傷事故や交通事故防止を図ること。

なお、関係機関等の参加者に対しては、腕章、たすき等の装着により従事員であることを明確にするるとともに、現場の警察官は、関係機関等の参加者の受傷事故や

交通事故防止にも配慮すること。